

新たに一ヶ月4万6千円の負担増の人も

介護保険制度の低所得者対策として、施設利用者等の居住費や食費の負担を所得段階、預金状況に応じて軽くしている制度が見直されました。その影響について質問しました。

施設入所者やショートステイ利用者等の食事費や居住費について、住民税非課税世帯の年金収入などの状況で、3段階に分け負担を軽減している制度が21年8月から見直されました。大谷市議は「制度の見直しの影響は何人に及んでいるのか、最大でどのくらいの負担増になった人がいるのか」を質問しました。

福祉保健部長は「見直し後の対象者は申請が733件、その内訳が第1段階32件、第2段階282件、第3段階の1が159件、第3段階の2が196件、対象外が64件、施設入所者は第3段階の2で食事費が1か月当たり2万2000円の負担増。ショートステイでも食事費が、第3段階の2で1日650円の負担増となった。利用者から施設への支払いが増額になったこと、問い合わせが数件あった」と答弁しました。



大谷市議は「見直しにより



対象外になった人の最高額は「どうなったのか」質問。部長「要介護5で特養の多床室入所者が第2段階から基準額になると1か月当たり4万6200円の新たな負担増となっている」と答弁。大谷市議は低所得者対策安心できる介護保険制度を改善を求めました。部長は「全国市長会でも介護保険の低所得者対策は要望している」と答弁しました。

介護保険施設などの利用者 低所得者の利用料を引上げ

介護保険の利用抑制につながらないか懸念

今年から居宅介護支援事業所のケアプランで一定以上の訪問介護を利用しているプランについて、地域ケア会議で適切かチェックすることになります。利用抑制にならないか懸念されます。

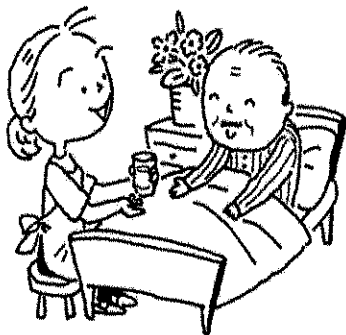
国の通知では、2つのケアプランの検証・点検を行なうことになり、1つは居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証と2つは高齢者向け住まい等対策のケアプランの点検です。対象となるプランは、サービス基準額の利用割合が70%以上で、利用サービスの60%以上が訪問介護サービスを

利用するプランです。高齢者向け住まいのプランも、同じ様に70%と60%としています。60%を超えないようにサービスを抑制するプランになるのではないかと懸念について質問。

福祉保健部長は「ケアマネジャーの視点だけでなく医療や介護の専門職などの多職種共同による検証で、利用制限を目的とし

たものではない」と答弁。

大谷市議は「ケアプランは本人家族と相談しながら基準内の範囲で計画している。ケアマネにとっても事務量は増えるし専門性を否定されているようになる。止めるように国に言うべきだ」と指摘。部長は「利用者にとって良いプランになるように心がけたい」と答弁。



ケアプランの点検

居宅介護支援
事業所の